

「親子向け復興の現場見学会」の開催中止について

（経営企画部）

8月4日（土）に開催を予定していた、「親子向け復興の現場見学会」は、都合により

中止となりましたのでお知らせします。

予定していた内容

■ 開催日時

平成30年8月4日（土）10時～15時

■ 見学内容

- ① 三陸鉄道の「震災学習列車」に乗車し、車窓から、久慈～普代間の被災地の状況を見学。
- ② 普代村の住宅地への津波の遡上を防いだ「普代水門」を見学。
- ③ 三陸沿岸道路「安家トンネル」及び「浜山トンネル」を見学。
- ④ 「野田村震災ガイド」の案内により、野田村の復旧と復興の状況を見学。

■ 参加者

久慈・二戸地域の小学生（3年生以上）とその保護者（定員：40名）

担当：経営企画部企画推進課長兼復興推進課長 中里 武司
電話：0194-53-4981 内線 315

報道機関への情報提供 (2018/8/24)

県北広域振興局

「いわて子育てにやさしい企業等」認証書交付式の開催について

(保健福祉環境部)

県では、仕事と子育ての両立支援など男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む中小企業等を「いわて子育てにやさしい企業等」として認証しています。

今般、株式会社久慈自動車学校（久慈市）が、8月21日付けで、久慈地域で初めて認証されましたので、下記のとおり認証書を交付します。是非、御取材くださいますようお願いいたします。

1 「いわて子育てにやさしい企業等」認証書交付式

- (1) 日時 平成30年8月30日（木）15時00分から20分程度
- (2) 場所 久慈地区合同庁舎3階 局長室
- (3) 受領者 株式会社久慈自動車学校 代表取締役 あまぬま ひさずみ 天沼 久純

2 いわて子育てにやさしい企業等認証制度について

県では、働きながら安心して子どもを産み育てやすい環境を整え、次代を担う子どもたちが健やかに育つ地域社会の形成を目指しています。

「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度は、仕事と子育ての両立支援など男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む中小企業等を知事が認証し、広く紹介することにより、次世代育成支援対策を推進する取組です。

この事業の対象は、県内に本社又は主たる事務所があり、常時雇用する従業員数が300人以下の中小企業等です。

平成30年8月21日現在、株式会社久慈自動車学校を含め、認証企業数は全県で45社（盛岡圏域9社、県南圏域33社、沿岸圏域1社、県北圏域2社）です。

3 認証企業等の概要

- (1) 企業名 株式会社久慈自動車学校
- (2) 従業員数 30名（男性20名、女性10名）
- (3) 取組内容
 - ① 小学校入学前の子を養育する場合、申出により所定時間外労働を免除
 - ② 小学校入学前の子を養育する場合、入園式や運動会など育児に関する目的で取得できる休暇制度を創設
 - ③ 企業内子育て支援推進員の配置 等

担当：保健福祉環境部福祉課長 下川知佳
電話：0194-53-4982 内線212

女性活躍と子育て支援に取り組む企業等を募集します



いわて女性活躍 企業等認定制度

制度概要

女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業等を「いわて女性活躍認定企業等（ステップ1）」、「いわて女性活躍認定企業等（ステップ2）」として認定します。

対象

岩手県に本社または主たる事業所を置く企業、個人、法人及び団体。



いわて子育てに やさしい企業等 認証・表彰制度

制度概要

仕事と子育ての両立支援など男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む企業等を認証し、また、顕著な成果があった企業を表彰します。

対象

岩手県内に本社または主たる事務所があり、常時雇用する労働者の数が300人以下の中小企業等。



いわて女性活躍企業等認定制度

いわて子育てにやさしい企業等認証制度

共通のメリット

○県のホームページ等により、広く県民に紹介します。

○職業安定所の求人登録票に表示できます。

○県単融資制度（県商工観光資金）にかかる保証料率の引下げ（0.05%）の対象になります。★

○日本政策金融公庫の特別貸付制度「働き方改革推進支援資金（地公体推進施策関連）」を利用できます。★

★印については、いわて女性活躍企業等認定制度はステップ2のみ対象となります。（H30年4月～）



いわて子育てにやさしい企業等認証制度のメリット

○県が発注する特定の施策に係る物品納入（10万円以下）と印刷物製作業務（30万円以下）の契約について優先されます。

○（公財）いきいき岩手支援財団の「子育てにやさしい職場環境づくり助成金」の対象になります（最大30万円）。

問い合わせ・申請書提出先

■ いわて女性活躍企業等認定制度

環境生活部若者女性協働推進室 女性活躍支援担当 TEL 019-629-5346

申請書のダウンロード <http://www.pref.iwate.jp/seishounendanjo/46179/059425.html>

■ いわて子育てにやさしい企業等認証・表彰制度

盛岡広域振興局保健福祉環境部 019-629-6568 沿岸広域振興局保健福祉環境部 0193-25-2702

県南広域振興局保健福祉環境部 0197-22-2831 沿岸広域振興局大船渡保健福祉環境センター 0192-27-9913

県南広域振興局花巻保健福祉環境センター 0198-22-4921 沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センター 0193-64-2218

県南広域振興局一関保健福祉環境センター 0191-26-1415 県北広域振興局保健福祉環境部 0194-53-4982

県北広域振興局二戸保健福祉環境センター 0195-23-9202

申請書のダウンロード <http://www.pref.iwate.jp/kosodate/shoushika/44511/001859.html>

いわて女性活躍 企業等認定制度



いわて女性活躍認定企業等 ステップ1 認定基準

(1)、(2)の要件すべて満たす企業等

- (1) 企業等の経営トップ（代表者）が女性の活躍推進に向けた取組方針を従業員に対して宣言していること。
- (2) 次のいずれかに取り組んでいること。
 - ① 県が主催する女性活躍関連セミナーに参加している。
 - ② 女性社員・女性管理職を対象とした女性のキャリア形成につながる研修を実施している。（社外研修含む。）



いわて女性活躍認定企業等 ステップ2 認定基準

(1)、(2)、(3)の要件をすべて満たす企業等

- (1) 企業等の経営トップ（代表者）が女性の活躍推進に向けた取組方針を従業員に対して宣言していること。
- (2) 次のいずれかに取り組んでいること。
 - ① 今までに女性が少なかった職務に女性の配置を増員している。
 - ② 女性管理職の人数を増員している。
 - ③ 女性社員・女性管理職を対象とした女性のキャリア形成につながる研修を実施している。（社外研修含む。）
- (3) 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、岩手労働局に届け出していること。

**女性活躍と子育て支援に
取り組む企業等を募集します**

岩手県



いわて子育てに やさしい企業等 認証・表彰制度

認証
制度

認証基準

- (1) 次世代育成支援対策推進法第12条に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。
- (2) 子育て支援を推進する取組を行っていること。計画の内容に、次の項目のうち、1項目以上を盛り込んでいること。
 - ① 育児・介護休業法の規定を上回る育児休業制度
 - ② 育児・介護休業法の規定を上回る看護休暇制度
 - ③ 育児・介護休業法の規定を上回る勤務時間の短縮等の措置
短時間勤務制度、フレックスタイム制度、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
所定外労働をさせない制度、託児施設の設置運営
その他これに準ずる便宜の供与
 - ④ 出産や子育てによる退職者についての再雇用制度
 - ⑤ 所定外労働の削減のための措置
 - ⑥ 年次有給休暇の取得の促進のための措置
- (3) 育児・介護休業法に沿った育児休業制度及び(2)で盛り込んだ項目を、就業規則又は労働協約に規定していること。
- (4) 「応援宣言」または、「企業内子育て支援推進員」を配置していること。次の項目のいずれかに取り組んでいること。
 - ① 企業等の代表者が計画の内容等を積極的に推進していくことを「応援宣言」として従業員に対して宣言していること。
 - ② 働きやすい職場環境の整備のため、「企業内子育て支援推進員」を配置していること。

表彰
制度

表彰基準

対象：認証企業等のうち、以下の表彰基準を満たす企業

- (1) 認証基準が実践されていること。
- (2) 次のような独自性、先進性のある優れた取組みを1項目以上実践していること。
 - ① 次世代育成支援対策推進法に基づく岩手労働局長の認定（くるみん認定、プラチナくるみん認定）を受けていること。
 - ② 男性の育児休業者の実績があること。
 - ③ 子の看護休暇を取得した男性従業員がいること（ただし、1歳に満たない子のために利用した場合は除く）。
 - ④ 3歳に達するまでの子を養育する従業員に対する短時間勤務の制度の措置を講じており、当該制度を利用した男性従業員がいること。
 - ⑤ 地域において、子育てを支援する取組を行うなど地域貢献していること。
 - ⑥ その他従業員の子育てを支援する先進的な取組を行っていること。
- (3) 過去3年間に関係法令に係る重大な違反がないこと。

報道機関への情報提供 (2018/8/30)

県北広域振興局

6次産業化を後押し！**北いわて6次産業化ガイドブック****～食品の加工・販売に取り組みたい農業者のためのガイド～について**

(農政部)

農業者が食品の加工や販売に取り組む際の手順等についてまとめたガイドブックを作成したので、お知らせします。

このガイドブックは、農業者の方々から6次産業化に取り組む場合の手順等をわかりやすく解説した資料が欲しいとの意見を受けて、県北広域振興局が独自に作成したものです。

1 内容

(1) 体裁

A4判、カラー、16ページ

(表紙、目次は別添を御参照ください)

(2) 内容

- ア 食品加工を行う6次産業化の種類及びメリット・デメリット
- イ 6次産業化に取り組む手順
- ウ 事業計画の考え方
- エ 6次産業化の関係法令、支援制度、相談窓口

**2 ポイント**

- (1) 食品加工に取り組む際に必要な手順が一目でわかる。
- (2) 事業計画を作成する際の留意事項等について、問診票のようにガイドブックに書き込むことができる。

～このような方に活用して欲しい～

- ・野菜の規格外の商品開発を検討している農業者
- ・産直で販売している既存商品の改良を考えている山菜、野菜等の生産者

3 その他

- (1) 食品加工の手順をまとめたガイドブックの作成は、県北地域では今回が初めてです。
- (2) このガイドは、県北地域の8市町村や新岩手農業協同組合(久慈、北いわて、奥中山の各営農経済センター)、県北広域振興局農政部、二戸農林振興センター、久慈及び二戸農業改良普及センターなどに置いてあります。
- (3) 平成30年度県北広域振興局地域経営推進費を活用して作成したものです。

担当：農政部農政調整課長 米谷
電話：0194-53-4983 内線 219

北いわて6次産業化 ガイドブック

～食品の加工・販売に取り組みたい農業者のためのガイド～



食品加工に取り組む
ための情報が
いっぱいです！



6次産業化に取り組むためのステップ



ページ

1	・ 6次産業化とは？	2p
2	・ タイプ別の特徴	3p
3	・ 実行するための手順	4p
4	・ 取組内容を明確にしよう	5p
5	・ 事業計画を考える ・ 事業計画を整理する	7p
6	・ 資金調達	12p
7	・ 関係法令・支援制度	13p
8	・ 相談窓口	裏表紙

食の匠による高校生への郷土料理伝承会の開催について

(久慈農業改良普及センター)

久慈農業改良普及センターでは、若い世代への郷土料理の伝承を目的に、平成23年度から岩手県立久慈東高等学校と連携して、食物系第3学年の調理師免許取得を目指す生徒を対象に「食の匠[※]による高校生への郷土料理伝承会」を授業の一環として開催しています。昨年度までの7年間で約200名の高校生に、久慈地域の特色ある郷土料理を伝承してきました。

本年度は、第1回：「てん（ところてん）」（洋野町種市）、第2回：「鮭のあら汁」（久慈市）、第3回：「手打ちそば」（久慈市山形地区）の3回を開催することとしており、第1回伝承会を以下のとおり開催しますので、お知らせします。

- 1 日時 平成30年8月31日（金） 11:00～13:00
- 2 場所 久慈東高等学校家庭科調理室
- 3 対象者 久慈東高等学校食物系第3学年生徒 28名
- 4 内容 洋野町種市の郷土料理「てん（ところてん）」
- 5 講師 岩手県「食の匠」 吹切マリ氏（洋野町種市：平成11年度認定）

天草を煮て作る「てん（ところてん）」は、お盆に作ってお供えする習慣があります。

原料の天草は初夏にとれ、真水で洗い、ザルの上に広げて1ヶ月ほど天日干しをして作ります。



※【食の匠】

久慈地域には岩手県知事が認定する食の匠が25人・組（個人19人・団体6組、平成30年7月末現在）おり、「やませの郷（さと）食の技研究会」を組織し、長年受け継がれてきた地域の食文化や郷土料理等に関する知識・技術を磨き、その情報発信と次代への伝承を目的に活動しています。

担当：久慈農業改良普及センター 三熊 有孝
電話：0194-53-4989 内線 252